

24920-1044

平成25年4月12日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



「塚原発電所更新計画環境影響評価準備書」に対する環境の保全の見地
からの意見について

このことについて、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13に
基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(文書取扱 環境管理課)

「塚原発電所更新計画環境影響評価準備書」に対する環境の 保全の見地からの意見

1 総括的事項

- (1) 対象事業の工事中及び施設の供用後においては適切な環境監視を実施し、予測及び評価結果において想定しなかった課題等が生じた場合は、速やかに関係機関と協議するとともに、環境保全のために必要な措置を講じること。
- (2) 評価書の作成に当たっては、住民が記載内容を十分に理解できるよう、各種データや根拠とした数値等について具体的に記載するとともに、簡潔かつ分かりやすい表現、説明に努めること。